

令和元年度 第2回日進市男女平等推進審議会議事録

日 時 令和元年8月22日(木) 午後6時30分～午後8時30分
 場 所 日進市役所 南庁舎2階 第5会議室
 出席委員 中島美幸(会長)、可児康則(副会長)、吉田真砂、山本眞理子、山本健一、
 水谷有志、福田有輝、菅沼成明、水藤芳枝(敬称略)
 欠席委員 安形典子、原眞理子
 事務局 岡部功(市民協働課長)、長原詠子(同課課長補佐)
 武田裕子(同課共生共同係主査)、裏見聡太郎(同係主任)
 傍聴の可否 可
 傍聴の有無 有(1名)
 協議事項等
 (1) 日進市男女平等推進状況の報告について
 (2) 日進市総合計画について
 (3) その他

議事及び発言内容

| 発言者 | 内 容 |
|-----|---|
| | 開会 |
| 事務局 | 開会を宣す |
| | あいさつ (市民協働課長) |
| 委員 | 新任委員よりあいさつ |
| 事務局 | 以降の議事の取り回しを会長に依頼 |
| 会長 | あいさつ |
| 会長 | 傍聴者の確認 |
| 事務局 | 傍聴の申し出有り |
| 会長 | 次第に沿って進行 |
| | (1) 日進市男女平等推進状況の報告について |
| 事務局 | 配布資料「日進市男女平等推進状況報告書」に関して、事前に資料に関する意見・質問を委員の皆様からいただき、それに対する回答を、本日配布している資料「平成30年度男女平等推進状況報告書 ご意見・ご質問一覧」に集約した。 「日進市男女平等推進状況報告書」について、本日協議した内容を反映させ、会長、副会長に確認してもらった後に公表する予定である。 |
| | 平成30年度男女平等推進状況報告書 ご意見・ご質問一覧の質問No.1から順に説明 |

| | |
|-----|--|
| 事務局 | <p>No.1 基本目標Ⅰ 人権のつどい・人権・男女共同参画教室について (質問) 男女平等推進審議会を周知するため、審議会委員も参加してはどうか。 (回答) 人権・男女共同参画教室は人権擁護委員の活動となっており、審議会委員の山本眞理子委員が出席している。</p> |
| 事務局 | <p>No.2 基本目標Ⅰ 人権・男女共同参画教室について (質問) 人権・男女共同参画教室において、人権擁護委員が講話・授業をする中において、「男女共同参画」についてどのような取り上げ方をするのか。 (回答) 日進市においては、法務省の事業である人権教室に「男女共同参画」という表現を意識的に加えているが、「一人ひとりを大切に」、「個性を尊重する」などの内容を盛り込んで実施している。</p> |
| 事務局 | <p>No.3 基本目標Ⅰ 人権、男女共同参画、更生保護の啓発依頼について (質問) 学校に対して、3つの事業の実施してもらうにあたり、内容を明確に理解してもらうため丁寧な説明が必要でないか。</p> <p>No.4 基本目標Ⅰ 人権作文の募集依頼について (質問) 現在の教育現場の状況を踏まえ、無理のない募集方法が求められるのではないか。</p> <p>No.5 基本目標Ⅰ 男女平等教育研究指定校について (質問) 各種教育が要求される中、現場からどのような声があがっているか。</p> <p>関連する上記の質問について一括で回答 (回答) 市ではNo.3にある4つの事業の実施を依頼して啓発を進めている。 人権・男女共同参画の各種事業のプログラム化は平成30年度から開始したため、昨年4～6月に全学校長へ事業の説明を行った。各校の負担をこれまでより軽減させ、かつ、啓発を継続するためにプログラムしたものであり、校長会でも事前説明を行っている。各学校には必ず実施してもらう事業を割り振っており、毎年、事業の割り当てが順に変わる。事業の内容により、大きな負担となる年とそうでない年が存在するが、4年で一回りするため、3分野4事業を平等に啓発できる。 学校へ伺うと、負担であるといった意見を伺うことがある。その一方、市が進める事業のため、なるべく協力するという意見もある。 先生たちの認知度が上がっていることは実感している。 人権作品募集事業について、学校に対して無理な依頼をすることで歪が生じていけないため、一度、人権擁護委員と検討したい。 男女平等関係について、現在の学校での取り組みをジェンダー視点で見直してもらうことも重要と考えているので、そのように依頼している。 小学校において、男女平等より、「個性を大切に」、「自分を大切に」などのテーマの方が取り組みやすいという意見を聞く。</p> |

| | |
|-----|---|
| | <p>日進市の市民意識調査では、学校教育の場での男女平等感が約6割という横ばいの状況が続いているので、こういった状況も学校に伝えていきたい。</p> |
| 事務局 | <p>No.6 基本目標Ⅰ 保育士研修について (質問) 研修において、「男女共同参画」についてどのような内容で盛り込まれているか。</p> <p>No.7 基本目標Ⅰ 保護者に対する男女平等教育の働きかけについて (質問) 性別役割分担の意識を持たせないクラスだよりや園だよりの作成、懇談会の具体的な内容は。</p> <p>関連する上記の質問について一括で回答 (回答) 市の保育士について、市の一般職員と同様に男女共同参画研修、新人職員研修を受講している。それ以外に年齢別研修、保育指針の研修を始めとした研修も受講している。研修では、性別を含め決めつけることなく、「個々を大切に」「一人ひとりを大切に」という内容が強調されており、そういった内容が、性別分担や役割意識を持たせないクラスだよりや園だよりの作成などに繋がっている。</p> |
| 事務局 | <p>No.10 基本目標Ⅰ 講演会・イベントなどの参加市民について (質問) 男女比、あるいはそれぞれのイベントの人数の記載があると良いのではないか。</p> <p>(回答) 申し込みの形態でないイベントでは性別が把握できない。また、必要以上に性別の確認も行っていない。しかし、地域のジェンダー統計の整備を重視しているため、次回プラン策定での検討事項としたい。</p> |
| 事務局 | <p>No.11 基本目標Ⅰ 教職員・保育士等への学習・研修の充実について (質問) 実施概要と成果を「実績なし」、実施上の課題、改善点、今後の方向性を「各学校の状況を踏まえ実施を検討」としているが、具体的にどう進めるのか。</p> <p>(回答) 研究指定校事業の予算は、児童、生徒向け事業だけでなく、教職員向けの研修でも使えることをPRしていきたい。</p> |
| 事務局 | <p>No.12 基本目標Ⅰ スマートフォン向けアプリケーション「父親向け子育てハンドブック」について (質問) 配布した後の反響はどのようなものがあるか。</p> <p>No.13 基本目標Ⅰ スマートフォン向けアプリケーション「父親向け子育てハンドブック」について (質問) 内容はどのようなものか。また、アプリケーションは父親たちの間でどれくらい活用されているか。</p> <p>アプリケーションの内容を記した資料を配布</p> |

| | |
|-----|---|
| 事務局 | <p>関連した上記の質問について一括で回答 (回答)</p> <p>「父親向け子育てハンドブック」は、元々チラシで配布していたものをスマートフォン向けアプリケーションに切り替えたもの。チラシは母子手帳配布時にも配っている。チラシを配布する保健師に確認したところ、受け取った父親の反応としては、父親としての自覚をもってもらえることが多いとのことであった。また、スマートフォン向けというところ手軽で良いとの話もあった。</p> <p>母子手帳の受け取りについて、母父と一緒にケースや、母親が動けないときは父親だけで受けとりにくるケースもある。</p> |
| 事務局 | <p>No.14 基本目標Ⅰ 養護教諭による性教育について (質問) 中学生に対してどのような内容の教育を行っているか。 (回答) 養護教諭に直接確認することはできていない。保健体育の授業で、一年生と三年生が性について学んでいる。一年生は「身体的な特徴や生殖」に関して、三年生は「性感染症の知識や予防」、「自分を大切にすること」、「健康的に生きる」といった内容を学ぶ。先生によって、「ジェンダーフリー」も内容に織り交ぜている。</p> |
| 事務局 | <p>No.16 基本目標Ⅰ 女性の悩みごと相談について (質問) 件数が非常に多いが相談体制は十分であるか。 (回答) 稼働率は7割以上という状態である。女性悩みごと相談でカバーしきれない部分は、市の他課の窓口や愛知県の女性相談センター、内容によっては保健所等、様々な相談機関を紹介している。</p> |
| 事務局 | <p>No.17 基本目標Ⅰ 一年間の女性に対するDV相談件数が75件に上ったことについて (質問) 児童に対しての虐待相談件数は含んでいるのか。 (回答) 児童がいる方の相談件数も含んでいる。児童の関係で子育て支援課や家庭児童相談窓口を訪れた方の中に、DVに該当するようなケースがあればDV相談に繋いでもらうなど、双方の相談をうまく活用する事例がある。</p> |
| 事務局 | <p>No.18 基本目標Ⅰ 住民票の写し、戸籍の附票の写し等の交付制限の実施について (質問) 資料中、新規申請者に対して厳格な審査を行ったとあるが、審査はどのようなものか。 (回答) 警察や女性相談センターなど第三者機関で発行された証明書の提出を求めるほか、個別の聞き取りを行う。聞き取りの中で、警察に相談すべき事案があれば相談を促す。</p> |

| | |
|-----|---|
| 事務局 | <p>No.19 基本目標Ⅰ DV等支援措置の継続申出について (質問) 必要性に関する意見を付すことができるとしているが、初回の申請は警察、配偶者暴力相談支援センター、市のいずれの意見を付すか。 (回答) 初回は警察か配偶者暴力相談支援センターの意見を付すようお願いする。ケースによって、市民協働課のDV相談で意見を付す場合がある。</p> |
| 事務局 | <p>No.20 基本目標Ⅰ 関係機関と協力し、DV被害に関わる児童生徒に対する身体の安全確保に努めた点について (質問) どのような機関と協力して安全確保したか。 (回答) 学校が児童相談所から連絡を受けた場合、対応が一本化できるよう窓口を集約している。また、子育て支援課が主催している要保護児童ネットワーク会議で学校教育課、子ども課、健康課などが情報を共有し、意見を出し合っている。加えて、スクールソーシャルワーカーとも意見が共有できる形で進めている。</p> |
| 会長 | 基本目標Ⅰについて、意見・質問等あるか。 |
| 副会長 | <p>No.18 基本目標Ⅰ 住民票の写し、戸籍の附票の写し等の交付制限の実施について (質問) 資料中、新規申請者に対して厳格な審査を行ったとあるが、審査はどのようなものか。 (回答) 警察や女性相談センターなど第三者機関で発行された証明書の提出を求めるほか、個別の聞き取りを行う。聞き取りの中で、警察に相談すべき事案があれば相談を促す。</p> <p>上記内容について、警察や配偶者暴力相談支援センターが支援措置相当と意見を付した上で、さらに市で個別の聞き取りを行い、ケースによって支援措置を行わないという判断があるということか。</p> |
| 事務局 | そういったことはない。 |
| 副会長 | <p>警察等が支援措置相当と判断した事案について、さらに市でより厳格な審査を行っているような記述に取れる。被害者支援の充実と逆行しているように読み取れる。</p> <p>また、支援措置対象者の住民票を申請した人について厳格な審査を行っているような記述にも読み取れるため質問した。「適切な審査」など誤解を招かない記述に変更した方が良い。</p> |
| 会長 | 支援措置対象者の名簿があるのか。 |
| 事務局 | 関係課職員のみ把握できるものがある。 |
| 会長 | 仕組みとしては、支援措置対象者を機械でヒットさせるのか。 |
| 事務局 | そのような形で分かるようにしている。 |
| 会長 | そういった体制を整えても、誤って交付してしまった自治体もある。 |
| 事務局 | 機械でヒットさせても人的ミスで交付してしまうケースがあるため、そう |

| | |
|-----|---|
| | <p>いったことが万が一一生じてしまった場合、関係課と情報共有を行う。</p> <p>また、先の意見のとおり、「厳格」という表現を「適切」に変更する。</p> |
| 会長 | <p>機械が支援措置対象者をヒットさせる仕組みはどのようなものか。</p> |
| 事務局 | <p>住民票の申請があった際、職員がパソコン端末で支援措置対象者の名前を検索すると、画面上に注意フラグが表示される仕組みになっている。そして、フラグ内容を確認しなければ、各証明を発行してはいけない取り決めとなっている。</p> |
| 会長 | <p>取り決めの内容を資料に記載してもらえれば良かった。</p> |
| 委員 | <p>表現を「厳格」と「適切」いずれと捉えるか。厳密にやっているということ述べたいと思うが、この記述だと、やはり市で審査した上で拒否されることがありそうな印象を与える。</p> |
| 会長 | <p>No.1 4 基本目標 I 養護教諭による性教育について</p> <p>(質問) 中学生に対してどのような内容の教育を行っているか。</p> <p>(回答) 養護教諭に直接確認することはできていない。保健体育の授業で、一年生と三年生が性について学んでいる。一年生は「身体的な特徴や生殖」に関して、三年生は「性感染症の知識や予防」、「自分を大切にすること」、「健康的に」といった内容を学ぶ。先生によって、「ジェンダーフリー」も内容に織り交ぜている。</p> <p>上記内容について、中学生の性教育の充実を望む。</p> <p>文部科学省の作成した学習指導要領では、中学生3年生までに「性交」や「中絶」を教えない。実際には、中学生や小学生でそういった行為をする子どもがいるため、産婦人科の先生方から義務教育中にそういった知識を与えて欲しいとの声を聞く。</p> <p>東京都足立区の学校では、学習指導要領の内容を超えて指導している。自分自身、学習指導要領の専門家でないが、学習指導要領の内容を超えて指導することはできないわけではないようである。</p> <p>日本の性教育の歴史を振り返ると、エイズが上陸した頃は性教育が進展した。しかし、その後は性教育が後退し、現在に至っている。大学の授業の一コマを「リプロダクティブ・ヘルツ・ライツ」に充て、避妊法や緊急避妊薬の話をしている。講義を受けている大学生の反響は非常に大きい。そのため、もう少し早い段階で踏み込んだ内容の授業ができないかと考えている。</p> |
| 委員 | <p>「養護教諭による性教育」という記述だと、小学生に対してのイメージがあるが、指導すべき内容はあらかじめ決まっている。しかし、現場職員が現状を踏まえて必要と感じれば、学習指導要領を超えて授業をすることは可能である。しかし、先生たちもどこまで踏み込んで伝えればいいのかという部分で二の足を踏む場合がある。どの学校でも、専門の養護教諭が授業することはあるが、どこで線引きするかは非常に難しい。</p> |

| | |
|-----------|--|
| <p>会長</p> | <p>エイズの封じ込めに失敗したのは先進国の中で日本だけである。他の国では性教育が浸透している。ユネスコが出した性教育のグローバルスタンダードを示した冊子があるが、この冊子によると他の国では性教育を5歳から始めている。</p> <p>朝日新聞デジタル版の夕刊に掲載された内容だが、夫婦間の性交でもずれが生じている。夫はアダルトビデオで得た知識しかなく、妻はその通りにされると受け入れられない。</p> <p>望まない妊娠が児童虐待に結びつくこともあるので、正しい知識を持って回避する。それが児童虐待の予防に結びつくと思う。</p> <p>保護者を巻き込むことはできないか。</p> |
| <p>委員</p> | <p>保健だよりや学級通信で伝えることはできるが、この部分だけ取り上げて伝えるということは難しい。</p> |
| <p>委員</p> | <p>母親たちから、子どもに直接伝えるのは難しいという意見を聞く。家庭で伝えにくい内容なので、学校でやってほしいという意見を聞く。</p> |
| <p>委員</p> | <p>授業を始めるのは中学校からでなく、小学校から積み上げていくべきと考える。</p> |
| <p>会長</p> | <p>性虐待の被害者は、自身が親から何をされているか分からないことから長期化してしまうため、教育の現場で意識を高めることが必須と考える。</p> <p>社会全体を見渡しても、こういった知識が必要だということを、市から働きかけてもらえると良い。</p> |
| <p>会長</p> | <p>保育士たちのジェンダー・センシティブな取り組みは好感が持てる。取り組みは継続してほしい。0～2歳児までは男女それぞれ考え方に大きな違いはないように思える。しかし、その後は「男の子だから車が好き」、「女の子だから人形が好き」というような社会的なすり込みによって固定概念が生まれるため、保育士たちの早い段階での対応はすばらしい。</p> <p>昨今、世界中で小さい子の教育に力が注がれている。スペインのバルセロナの図書館では、6歳までの子どもに、「シンデレラ」、「白雪姫」などの本は見せず、批判能力がしっかりとしてくる6歳を越えてから見せるようにするというおもしろい取り組みを行っている。</p> <p>スウェーデンでは幼少期からLGBTの教育を行い、また、専門家が老人ホームへ出向きLGBTの知識についてレクチャーなどを行っている。</p> |
| <p>会長</p> | <p>日本は国連から教科書を見直すよう言われ続けている。6年間分の国語の教科書に目を通すと、昨年時点においても、いまだに男性主人公が多い。スーザン・バーレイ著書の「わすれられないおくりもの」では、5種類動物が登場するが、女性の動物は1匹しか登場せず、「うさぎの奥さん料理上手」という設定であった。教材は大分入れ替わったが、10年前と比べ変わらないものもある。</p> |

| | |
|-----|--|
| 委員 | <p>人権作文の意義は大きい。作文の選考を行っていく中、こういった機会であれば目を向けなかった部分に目を向ける子どもたちが多くいることを実感する。学校へ人権作文の依頼をする際、こういった内容を伝えるが、教育現場にも個々の事情があるため強制はできない。一番大事なことは、子どもたちが人権の作文を書くことで「人権の大切さ」に目覚めることであり、自分たちはそれを先生に伝えるところまでしかできない。その後は、先生たちが子どもたちへ、人権作文を書くことで自分自身にどのような影響を与えるかをしっかり伝えてくれることを願うばかり。</p> |
| 委員 | <p>人権・男女共同参画事業プログラムは良い取り組みだと思うが、学校の負担が大きいのではないかな。</p> |
| 委員 | <p>負担は大きいですが、取り組む機会があった際はしっかり取り組みたい。</p> |
| 会長 | <p>作文の得手不得手があると思うが、自発的に子どもがやってみようと思う環境づくりが大事である。</p> |
| 委員 | <p>人権・男女共同参画教室については、「人権」という言葉と「男女共同参画」という言葉を併記しているが、学校の一番大きな問題は「いじめ」であり、そこに特化してほしいという依頼が多い。学校に依頼する作文には、社会を明るくする運動作文と人権作文があるが、内容に重なる部分が多い。双方とも自他ともに大切にし、社会を明るくするというものであり、重なり具合を受け手にどう説明するかということも見直したい。</p> |
| 会長 | <p>「人権」と「男女共同参画」を併記することは非常に良いと思う。フランス革命の人権宣言では女性は含まれておらず、女性が含まれていない状態で「人権」が論じられることはいまだにあると思う。</p> <p>NHKの番組で「面前DV」を扱ったものがある。番組では、虐待を受けた男子高校生と女子中学生が登場するが、男子高校生は父親と同じように弟へ暴力振るう自身に悩み、女子中学生はいじめを受けているが「いや」と言えないことを母親から学んでしまっていた。偶然そういう性格だったかもしれないが、こういった事例も存在する。</p> |
| 委員 | <p>人権週間の期間中、学校で「考え方一つでいじめに繋がる」ということを教えているが、なかなか無くなるものではない。</p> |
| 事務局 | <p>続いて、基本目標Ⅱの説明に移るが、No.2 1の質問については、女性の政策・方針決定の場における比率という内容に関するもののため、基本目標Ⅰから基本目標Ⅱに移動した。</p> <p>No.2 1 基本目標Ⅰ 企業や大学、団体等への働きかけについて (質問) 報告書中の実施概要と成果を見ると、PTAの実績は「無し」となっている。また、今後の方向性については、「折を見て働きかけを行っていく」となっているが、どのように行うのか。</p> |

| | |
|-----|---|
| | <p>No.2 2 基本目標Ⅱ 政策・方針決定の場における男女平等の推進について (質問) 防災会議、自主防災組織連絡協議会、PTAなどの女性比率を向上させる工夫はないのか。</p> <p>No.2 3 基本目標Ⅱ 区長、PTA会長の女性登用について (質問) 各地域の実情を考え、個別に依頼してはどうか。</p> <p>関連した上記の質問について一括で回答 (回答) 毎回、審議会の話題に上る内容であるが、具体的な対策が講じられていない。現状できることとしては、各種団体に近い庁内の各担当課に働きかけを行うことくらいである。</p> <p>PTAについて、日進市の各PTAに母親代表として副会長がいるが、近隣市町で見直しがあると聞くため参考にしたい。しかし、保護者の自発的な動きがないと難しいと思う。</p> |
| 事務局 | <p>No.2 7 基本目標Ⅲ イクメンキュレーター養成講座について (質問) 参加者の人数や反応はどのようなものがあつたか。</p> <p>(回答) 14組の父親と子どもが参加した。事業内容としては、地域遊びができる父親を増やすというもので、ドラム遊びを行った。他にもセミナーを実施し、終了すると証明書を発行した。証明書を持っていると、地域で事業を実施する際、県の児童総合センターからおもちゃを借りることができる。日頃、父親同士のコミュニケーションを取る機会が少ないという方も、これを機会に繋がっていきたいという意見があつた。</p> |
| 事務局 | <p>No.2 8 基本目標Ⅲ 小学校における家庭教育推進委員会への事業委託について (質問) 男女共同参画についての学習の充実度はいかほどか。</p> <p>(回答) 直接的な学習機会は多くないが、父親の交流機会の創出ということで、平成30年度はソフトボール大会を開催した。男性の地域活動、子育て支援活動を積極的に行っており、地域によって「おやじの会」というものが存在し、講座に協力している。</p> <p>冊子にある写真を確認したが、父親、母親、子どもなど万遍なく掲載され、様々な世代の参加者がいたようである。</p> |
| 事務局 | <p>No.2 9 基本目標Ⅲ 待機児童について (質問) 対策は取られているように思えるが、こういった課題があると捉えるか。</p> <p>(回答) 計画的に施設を増やしているがニーズに追いつけていない。施設があると新たな転入者を呼び込むことになる。それにより再び施設が足りなくなるような状態が続いている。</p> |

| | |
|-----|--|
| 事務局 | <p>No.30 基本目標Ⅲ 高齢者の就業機会の拡充について</p> <p>(質問) 高齢者生きがい活動センター利用延数は12,000人を超えるが、就労といえるほどの報酬は支払われているのか。地域就職相談の就業率は女性のほうが多い。</p> <p>(回答) 高齢者生きがい活動センターとはシルバー人材センターのことを指すが、報酬だけで生計を立てることは目的としておらず、収入は補助的なものとなる。</p> <p>延べ人数は会員数と一致しておらず、会員数は535名(女性132名、男性403名)。うち、実際に就労しているのは500名弱である。</p> |
| 事務局 | <p>No.31 基本目標Ⅲ 介護者の男性割合について</p> <p>(質問) 専門家によれば、男性介護者は孤立しがちと言われているが、対策は取っているか。</p> <p>(回答) 男性介護者に特化した対策は現状ない。ただ、介護者が孤立しないよう、地域包括支援センター相談窓口の周知やスーパー等の出張相談などを行っている。</p> <p>また、周囲の人の目が大切ということで、「まちの守り人」養成講座などを行い、支援に繋がるよう進めている。</p> |
| 事務局 | <p>No.32 基本目標Ⅲ 高齢者福祉・介護の相談体制の充実度について</p> <p>(質問) 地域包括支援センターへの相談件数は延べ3万人を超えているということだが、どういった相談が多いか。また、どのように対応するのか。</p> <p>(回答) 相談内容としては、公的支援サービスの内容や手続きの説明等が多い。他、介護相談、安否確認、高齢者虐待、介護予防等などがある。高齢者虐待については公的なサービスに繋がるような対応を取っている。</p> |
| 事務局 | <p>No.33 基本目標Ⅲ 不妊治療への助成について</p> <p>(質問) 61件という数字は多いのか。</p> <p>(回答) 県下の比較数値等はない。過去の本市の件数と比較すると、平成27年は78件であったため微減している。</p> <p>また、助成を受けるための所得要件が設けられているが、要件を満たせず制度を利用していない方も多く存在すると思われる。</p> |
| 事務局 | <p>No.34 基本目標Ⅳ にっしんわいわいフェスティバルについて</p> <p>(質問) SNSなど身近なツールを活用すると良いと思う。</p> <p>(回答) 今回の実績報告は平成30年度のもの。今年度は7月6日に開催している。今年度から、実行委員が市民主体となり、より深く関わってもらっている。SNSなどを活用している市民活動団体から、SNSを利用して広く発信してもらったと思う。フェイスブックは口コミ効果が高いと思うので、市民の方に発信してもらえよう協働していきたいと思う。</p> |

| | |
|-----|---|
| 事務局 | <p>No.35 基本目標Ⅳ 超過勤務が年360時間以上の職員について (質問) 男女比と役職の構成はどうなっているか。 (回答) 以下の構成となっている。 女性4名、男性14名 主事9名、主任1名、主査2名、係長5名、課長補佐1名</p> |
| | 事務局からの説明は以上 |
| 会長 | 父親向けの働きかけが充実してきた印象がある。 |
| 事務局 | 父親向けと女性の就労に関する働きかけを目にする機会が多くなった。報告書の中にも女性の就労に関する内容を記載したが、子育て支援センターで女性の就労に関する講座を開催したり、ママ・ジョブ・あいちの力を借りて就労相談を開催している。 |
| 会長 | <p>No.30 基本目標Ⅲ 高齢者の就業機会の拡充について (質問) 高齢者生きがい活動センター利用延数は12,000人を超えるが、就労といえるほどの報酬は支払われているのか。地域就職相談の就業率は女性が多い。</p> <p>上記内容について、会員数535名で生計を立てることを目的としていない事業だが、多額の予算が使われている。生きがいづくりは必要だと思うが、事業の見直しは必要だと思う。高齢者は女性の方が多いと思うが、男性比率の方が3倍以上多い。</p> |
| 会長 | <p>No.22 基本目標Ⅱ 政策・方針決定の場における男女平等の推進について (質問) 防災会議、自主防災組織連絡協議会、PTAなどの女性比率を向上させる工夫はないのか。</p> <p>上記質問の事務局の回答中、母親代表を近隣市町で見直したという話があったが、どのように見直したのか。</p> |
| 事務局 | 母親代表というポストを無くして、各種、役割を分けたと聞いている。 |
| 委員 | <p>以前、自身が在籍した学校では、母親代表というポストは会長に並んで忙しく、就きたくないという保護者の意見が多かった。「なぜ女性だけ母親代表というポストがあるのか」という意見もあった。</p> <p>女性に母親代表がある代わり、PTA会長は男性という場合が多いが、母親代表を無くし、PTA会長に女性が就いても良いのではないかという動きもあった。PTAも上の組織が変わらないといけない。</p> |
| 委員 | 20年ほど前、「PTA会長は男性」、「母親代表という役職の存在」についておかしいと思い意見を述べたが、意見は却下された。 |
| 委員 | 保育園の保護者の会の名前は今でも「母の会」という名称か。 |
| 事務局 | 20年前は「母の会」という名称だった。 |

| | |
|-----|---|
| 会長 | 自分が保護者の会に在籍していたときは、「父母会」という名称だったが、「父母会」という名称にも関わらず、役員は女性ばかりだった。当時、「母父会」に名称変更すれば良いという意見を出したが、周りは賛成してくれなかった。 |
| 委員 | <p>「地域女性団体連絡協議会」が存在するように、「地域男性団体連絡協議会」があっても良いと思う。女性、男性と分けず一つの協議会があっても良い。また、そこから区長候補を出しても良い。そのように変えることはできないか。</p> <p>区長、PTA会長の女性登用だが、日進は新しい地域と古い地域が混在しており意識に差がある。全ての地域で女性区長を選出して欲しいと同じように話をして意識はなかなか変わらない。新しい意識をもった地域に対して、「なぜ、女性区長を選出しないのか」ということをヒアリングし、1人からでも女性区長を選出するところから始めて欲しい。</p> |
| 事務局 | 過去に女性区長がいた実績はある。 |
| 委員 | 今後は1人から2人以上を目指して欲しい。 |
| 会長 | <p>2017年の内閣府の男女共同参画局が「持続可能な自治体活動に向けた男女共同参画の推進について」という冊子を出した。高齢女性が多数を占めるような限界集落が増える中、従来の会長職は男性という意識では地域が保てないということで始まった取り組みである。女性が会長になった地域にアンケートをとったところ、「運営に多様な視点がもたらされた」と回答した割合が8割、「地域をよく知り、細かい配慮のある運営ができた」「地域の人的ネットワークがあり、多様な人・組織の連携ができた」と回答した割合が4割、「高齢化、担い手不足の解消に繋がった」と回答した割合が3割という結果だった。どうしたら女性が参加できるかということにも言及しているが、行政からの依頼事項、内容、頻度を見直すことと書かれてる。また、災害時の対応を見据えた自治会役員の役割の見直しということで、自治会長を複数人設ける、前会長、前役員が現役の会長らをサポートする仕組みを作る、引継事項をしっかりと作成する、業務のマニュアル化をするなどの具体例が書かれている。</p> |
| 委員 | <p>No.25 基本目標Ⅲ 福社会館での関連図書の貸し出しについて (質問) どの会館で貸し出しを行っているか。</p> <p>上記質問について、平成30年度は東部福社会館で貸し出しを実施としているが、様子は確認しているのか。また、会館は6箇所あるため、やるなら一斉にやった方が良いのではないか。</p> |
| 事務局 | 本の数に限りがあるので、年数を重ねて全会館を巡回している状況である。 |
| 委員 | 設置されている図書が借りられるということか。 |

| | |
|-----|--|
| 事務局 | にぎわい交流館の男女共同参画情報コーナーの図書の中から、会館の利用者に読んでもらいたいもの、利用者層に合う本を抜粋して設置している。また、福社会館にある他の図書と同じように貸し出しを行っている。 |
| 委員 | にぎわい交流館の1階に本を4冊置いたそうだが非常に分かりにくい。 |
| 事務局 | にぎわい交流館1階カウンターの関連図書紹介についてのことだと思うが、現在は休止中。目に付くよう工夫していきたい。 2階の男女共同参画コーナーにある図書を間借りして1階に設置しているため、市民活動の運営の支障にならないよう設置していきたい。 |
| 委員 | 図書の貸出方法について、にぎわい交流館スタッフに周知徹底がされていないと感じた。 |
| 事務局 | にぎわい交流館の職員は市民協働課の別係から指定管理業者に業務委託しているため、そちらから周知徹底をする。 |
| 委員 | 男性の育児休業率が7.7%となっており良い傾向だと思う。 育児休業を取得した人の実体験を若手職員が話すなどの機会を設けてもよい。育児休業を取得した人から、「休暇を取得したことで働き方を見直すきっかけとなった」、「タイムマネジメントを気にするようになった」など前向きな意見を聞くことがある。こういった話を聞くことで、休暇を取得するモチベーションに繋がると思う。 |
| 会長 | 国のほとんどの省庁は、2020年までに男性の育児休業取得率を13%、産前産後休業取得率100%を目標としている。また、部下が育児休業・出産休業を取得しなかった場合、上司が人事に報告しなければならない。管理職も自身の取り組みの目標に、男性部下の休業を擁立支援することを徹底されている。2013年の財務省の男性職員育児休業取得率は3.1%だったが、2017年には31.3%。2014年は男性職員産前産後休業取得率24%だったのが現在は87%。 |
| 事務局 | 今年度、部分休業を取得している男性職員がいる。また、過去に産前産後休業取得率した後に部分休業を取得した職員もいる。 |
| 委員 | 両親のうち、片方の親が育児できる状態にあれば育児休業を取得できないと誤った情報を聞いたことがある。正しい内容が周知できていないと思う。 また、介護に関する内容だが、認知症の妻を見ている夫が、妻に対して暴力を振るという話をよく聞く。凝り性な男性が、一生懸命介護をしようとするが、育児を経験してこなかった男性が事をうまく進められなかったとき、感情が一気に爆発する気がする。「イクメンキュレーター養成講座」のような事業に力を入れてもらおうと、将来的に介護にやりにくさを感じる男性の手助けになると思う。 |
| 会長 | 育児、介護と平行して、家事もやらなければならない。やり慣れてれば手の抜き方も分かるため、若いときから子育てなどを経験すれば、男性の人生も豊かになると思う。 |
| 会長 | 委員の意見・質問が他に無いことを確認 |

| | |
|-----|--|
| | (2) 日進市総合計画について |
| 会長 | 来年が最終年度のため、基本計画の策定は今年行うのか。 |
| 事務局 | 今年から行う。 |
| 会長 | 次回の審議会で意見を出す形になるか。 |
| 事務局 | 総合計画は10年単位で行っており、昨年度、今まで行ってきた10年間のものに対して、市民も含めいろいろな方に意見を伺った。今年度から第6次総合計画の準備を始めるところだが、統括する担当課から指示が無い。可能であれば、本日配布した資料に目を通してもらい、動きがあれば、今後お伝えしていきたい。 |
| 会長 | 市民の意見を伺うという話があったが。 |
| 事務局 | 令和元年度に市民のワーキンググループを公募し、意見を伺っている。その方たちから今後も意見を伺うと聞いている。 |
| 会長 | 男女に関わる市民の意見を確認したい。市民の意見を把握しておく、審議会としてもそれを受けて意見を出しやすい。 |
| 事務局 | 次回の審議会で用意する。 |
| 会長 | 次回の審議会まで時間があるようであれば、事前にメールか郵便でお知らせして欲しい。また、意見を記入するような用紙があれば意見を記入しておく。時期を逸して審議会の意見が反映されないと残念なので、ぜひお願いしたい。 市長は男女共同参画に対してどのような印象か。公約はあるか。 |
| 事務局 | 公約に「男女平等」という言葉は含まれていないが、目標や前進のためのビジョンというのがあり、「LGBT」という表現は含まれている。直接、担当職員と話す機会を設けることもあるため、そういった話を担当職員から話す機会はあると思う。 |
| 会長 | 日本は人口が減少し続け、経済も先が読めない状況であるため、ますます男女共同参画に力を入れていくべき。 |
| | (3) その他 |
| 事務局 | 配布資料について説明 |
| | 閉会 (20:30) |